

問3 安全安心まちづくり活動団体を結成した場合、警察署、市町村などに届け出る必要がありますか？

答 届け出る義務はありませんが、警察署、市町村などと連携することで、犯罪情報や地域安全情報の提供、パトロールのポイントについての指導等が受けられるほか、活動に必要な資機材の支援を受けることができる場合がありますので、相談してください。

問4 規約や要綱を策定する必要がありますか？

答 規約や要綱があると、

- 活動目的、内容などについて意思統一を図ることができる
- 団体を結成しやすく、役員や参加者の役割が明確になる
- 活動費の管理がしやすい
- 活動助成金や活動に必要な資機材の支援を受ける場合の申請に必要な場合があることから、策定することをお勧めします。（13ページに規約（例）を載せています。）

規約や要綱に規定する内容には、団体の名称、目的、活動、構成、事務局、入会・退会手続き、役員、会議及び会計に関することなどが考えられます。

問5 活動の重点や活動計画は、どのように定めれば良いですか？

答 地域の交通環境、風俗環境、地形、居住者の家族構成などさまざまな事情により、起きる犯罪、事故、災害などはそれぞれ異なります。また、安全安心まちづくり活動に参加する人の職業、性別、年齢などによって、活動できる内容は限られてきます。それぞれの地域における犯罪、事故、災害の発生状況を把握して、発生する時間帯、場所、被害に遭う可能性の高い人の年齢・性別などの地域の実情に応じた活動の重点や活動の計画を定めると効果的です。

活動の重点の例としては、

- ひったくりが多発している地域における被害防止活動
- 年末年始、ゴールデン・ウィークなど留守家庭が増える時期の留守家庭を対象とした空き巣被害防止活動
- 新学期における誘拐など子どもの犯罪被害防止活動
- 子どものたまり場における声かけ活動

などが考えられます。

活動計画の例としては、年間活動計画及び月間活動計画について、

- 時期ごとの活動重点及び活動予定
- 活動日、活動時間、活動内容、活動予定人員、集合場所

などを定めることが考えられます。

活動の重点、活動計画の策定に当たっては、警察署や各地区地域安全協（議）会の活動と連携することにより、より効果的な活動が期待できます。地域における防犯活動の情報や犯罪、事故、災害の発生状況等の情報は、最寄りの警察署（生活安全担当課）で提供しています。